

対象

認可保育所・幼保連携型認定こども園・地域型保育事業

令和 8 年度版

保育所等における 業務効率化推進事業 事務取扱説明書

こども青少年局
保育・教育運営課

1 事業概要

(1) 補助内容

保育所等において、ICT化を推進することにより、保育士等の業務負担軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備するため、保育業務支援システムの導入及び多言語翻訳機の導入を補助します。

(2) 補助対象事業及び補助額

①保育業務支援システム導入事業

以下のアからエまでに掲げる4つの機能のうち、1つ以上の機能を有する保育業務支援システムの導入に要する初期費用（システムの導入に必要なパソコン、タブレット等の購入費用やインターネット環境の整備費用等を含む。）を補助します。

- ア 保育に係る計画・記録に関する機能
- イ 園児の登園及び降園の管理に関する機能
- ウ 保護者との連絡に関する機能
- エ キャッシュレス決済に関する機能

- ▶ 補助基準額 1 施設あたり**20万円～130万円**
- ▶ 補助額 1 施設あたり最大**15万円～97万5千円**（補助基準額×**3/4**）

※補助対象経費が補助基準額を下回る場合は、その金額に3/4を掛けた金額が補助額となります。
※補助額の算出にあたっては、千円未満の金額は切り捨てます。

※次ページに補助基準額・補助上限額の一覧表があります。

1 事業概要

補助基準額・補助上限額一覧表

通常の場合	補助基準額（補助上限額）	
	端末の購入を伴う場合	端末の購入を伴わない場合
1つの機能を有するシステムを導入する場合	700,000円（525,000円）	200,000円（150,000円）
2つの機能を有するシステムを導入する場合	900,000円（675,000円）	400,000円（300,000円）
3つの機能を有するシステムを導入する場合	1,100,000円（825,000円）	600,000円（450,000円）
4つの機能を有するシステムを導入する場合	1,300,000円（975,000円）	800,000円（600,000円）

過去に補助金の交付を受けてアからウの機能を有するシステムを導入した施設	補助基準額（補助上限額）	
	端末の購入を伴う場合 ※過去に端末の購入を伴う補助を受けていない場合に限る	端末の購入を伴わない場合
工の機能を有するシステムを導入する場合	700,000円（525,000円）	200,000円（150,000円）

1 事業概要

②多言語翻訳機導入事業

外国人の子ども及びその保護者との意思の疎通を円滑に行うために、多言語翻訳機を新たに導入するための初期費用を補助します。

- ▶ 補助基準額 1 施設あたり**15万円**
- ▶ 補助額 1 施設あたり最大**11万2千円**（補助基準額×**3/4**）

※補助対象経費が補助基準額を下回る場合は、その金額に3/4を掛けた金額が補助額となります。
※補助額の算出にあたっては、千円未満の金額は切り捨てます。

1 事業概要

(4) 補助対象経費

令和8年4月1日から令和8年11月30日までの間に導入・支払いをしている下記の経費が対象となります。

① 保育業務支援システム導入事業



対象となる経費

- ▶ 導入作業費用
- ▶ 保守費用、利用料（初年度分のみ）
- ▶ 端末の購入費用又はリース費用（リースの場合は初年度分のみ）
- ▶ インターネット環境の整備費用



対象外となる経費

- ▶ 翌年度以降の保守費用、利用料、リース費用
- ▶ 通信費
- ▶ 端末等の配送料
- ▶ 支払いに係る手数料

② 多言語翻訳機導入事業



対象となる経費

- ▶ 購入費用
- ▶ 環境設定費用
- ▶ 保証費用

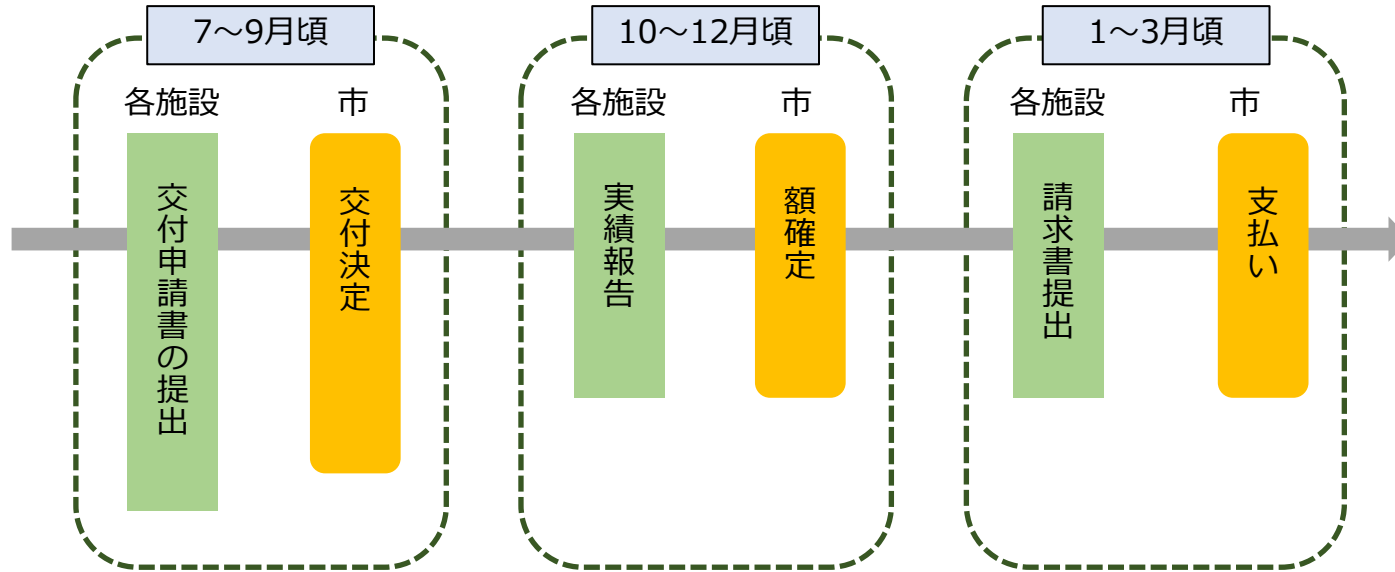


対象外となる経費

- ▶ リース料
- ▶ 配送料
- ▶ 支払いに係る手数料

1 事業概要

(5) 事業の流れ



2 交付申請書の提出

(1) 提出締切・提出方法

令和8年8月28日（金）

➡kintoneで提出

(2) 提出書類

- ・ 保育所等における業務効率化推進事業交付申請書（第1号様式）

※kintoneに必要事項を入力することで作成できます。

- ・ 保育所等における業務効率化推進事業補助対象経費内訳書
- ・ 保育業務支援システム（又は多言語翻訳機）導入費用の見積書
- ・ 保育業務支援システム（又は多言語翻訳機）に搭載されている機能を確認できる資料（仕様書、パンフレット等）

【注意】導入費用、購入費用、整備費用等の契約金額が単件で100万円を超える見込みの場合
市内事業者(※)による入札（又は2人以上の事業者からの見積書の徴収）を行い、実績報告時に追加の書類を提出する必要があります（市内事業者の取扱いがないもの等は理由書の提出が必要です）。

詳しくは「**3(3)契約額が100万円を超える場合**」をご確認ください。

※「一般競争入札有資格者名簿」に掲載されている所在区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体

◆一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）◆

<https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/buppin-meibo.html>

2 交付申請書の提出 kintoneの入力

ア 令和 8 年度業務効率化推進事業補助金交付申請アプリにアクセス

アプリにアクセスし、新規作成ボタンを押してください。

 令和 8 年度業務効率化推進事業補助金交付申請アプリ

↑ スペース: 区局情報共有スペース > アプリ: 令和 8 年度業務効率化推進事業補助金交付申請ア...

令和 8 年度業務効率化推進事業補助金交付申請アプリ

申請〆切 : 令和 8 年 8 月 28 日(金)

担当 保育・教育運営課 業務効率化推進事業担当
TEL 045-671-3564
Mail kd-gyomukourituka@city.yokohama.lg.jp

閲覧用



...

0 - 0 (0件中)

ステータス	レコード番号	施設名
データがありません。		

0 - 0 (0件中)

このボタンを
押してください。

2 交付申請書の提出 kintoneの入力

イ 施設情報の取得

取得ボタンを押してから選択ボタンを押し、施設情報を取得してください。

令和8年度業務効率化推進事業補助金交付申請アプリ

申請〆切：令和8年8月28日(金)

担当 保育・教育運営課 業務効率化推進事業担当
TEL 045-671-3564
Mail kd-gyomukourituka@city.yokohama.lg.jp

施設情報

施設・事業所名	施設名 (ユーザー)
A全区テスト保育園	A全区テスト保育園

選択

キャンセル

キャンセル

保存

取得ボタンを押してください *

取得

クリア

施設番号

ユーザー名

レコード番号 *

(自動入力)

法人住所

法人名称

法人代表者職名

法人代表者氏名

施設住所

施設名

施設区分

法人情報・施設情報を修正する場合は□
☐ 法人情報・施設情報修正

2 交付申請書の提出 kintoneの入力

ウ 交付申請タブの入力

交付申請タブに必要な事項を入力してください。

交付申請

変更申請

中止・廃止申請

実績報告

請求

◆申請年月日

申請年

申請月 *

申請日 *

2026 年 月 日

◆申請事業

*

☒ 保育業務支援システム導入事業

☐ 多言語翻訳機導入事業

導入機能

☐ 保育に係る計画・記録に関する機能

☐ 園児の登園及び降園に関する機能

☐ 保護者との連絡に関する機能

☐ キャッシュレス決済に関する機能

端末購入の有無

☐ 有

☐ 無

2 交付申請書の提出 kintoneの入力

工 提出

画面上部の保存ボタンを押した後、提出ボタンを押して提出してください。

令和 8 年度業務効率化推進事業補助金

申請〆切：令和 8 年 8 月 28 日(金)

担当 保育・教育運営課 業務効率化推進事業担当
TEL 045-671-3564
Mail kd-gyomukourituka@city.yokohama.lg.jp

キャンセル

保存

担当 保育・教育運営課 業務効率化推進事業担当
TEL 045-671-3564
Mail kd-gyomukourituka@city.yokohama.lg.jp

提出 ▼

ステータス: 未提出 現在の作業中: A全区テスト保育園 ステータスの履歴

取得ボタンを押してください

施設番号

A全区テスト保育園

777777777777

法人住所

法人名称

神奈川県横浜市中区本町 6 丁目 5 0 - 1 0

横浜市役所

取得ボタンを押してください *

施設番号

A全区テスト保育園

取得 クリア

777777777777

参照先からデータが取得されました。



A全区テスト保育園



(自動入力)

法人住所

法人名称

法人代表者職名

法人代表者氏名

神奈川県横浜市中区本町 6 丁目 5 0 - 1 0

横浜市役所

代表取締役社長

▲▲ ■■

施設住所

施設名

施設区分

A全区テスト保育園

保育所

2 交付申請書の提出

(3) Q&A【両事業共通】

	Q	A
1	交付決定前に購入してもよいか。	令和8年4月1日～11月30日までに導入・支払いを完了したものが補助対象になりますが、交付決定がされていないものは必ずしも補助対象になるとは限りませんので、交付決定後の購入を推奨します。
2	保育業務支援システム導入事業と多言語翻訳機導入事業の両方とも申請することはできるか。	可能です。 交付申請書は事業ごとに必要なため、それぞれでご提出ください。
3	保育業務システム用の端末や多言語翻訳機の納品先が施設ではなく法人事務所などになっていても構わないか。	納品先は原則として施設になります。 なお、法人の内部規則の関係で施設に納品できないなど、やむを得ない事情がある場合はご相談ください（理由書等の提出が必要になる場合があります）。
4	見積書の代わりに通販サイトの商品ページ画像を添付しても構わないか。	見積書を添付してください。
5	クーポンの割引分やポイントの利用分は補助対象となるか。	クーポンの割引分やポイントの利用分は補助対象となりません。

2 交付申請書の提出

(4) Q&A【保育業務支援システム導入事業】

	Q	A
1	過去に補助を受けているが、再度補助を受けることはできるか。	過去に補助を受けている場合、再度補助を受けることはできません。ただし、過去にアからウの機能を有するシステムを導入しており、新たにエの機能を有するシステムを導入する場合のみ、エの機能の導入に係る費用が補助対象となります。
2	過去に補助を受けずに保育業務支援システムを導入しているが、補助を受けることはできるか。	過去に補助を受けたか否かに関わらず、更新・買換え等は補助対象外になります。ただし、過去にアからウの機能を有するシステムを導入しており、新たにエの機能を有するシステムを導入する場合のみ、エの機能の導入に係る費用が補助対象となります。
3	保育業務支援システムの導入はせずに端末のみ購入する場合は補助対象となるか。	保育業務支援システムの導入に要する初期費用に対する補助となりますので、導入をしない場合は補助対象外となります。
4	口座振替に関する機能（入出金管理機能等）は「エ キャッシュレス決済に関する機能」に含まれるか。	システムを介して支払いを行う場合は対象になりますが、銀行のアプリ等を活用して振り込む場合や銀行引き落としの場合は対象外になります。また、システムの機能ではなくサービスにあたるもの（口座振替代行サービス等）も対象外となります。
5	端末の周辺機器や消耗品は補助対象となるか。	端末の通常利用に必要と考えられる付随的なもの（充電器、キーボード、マウス、画面フィルム、タブレットケース等）であれば補助対象となりますが、そうではないもの（デジタルペン、持ち運び用の鞆、収納ラック等）は補助対象外となります。
6	端末に併せて購入するソフトウェア（オフィスソフト、セキュリティソフト等）は補助対象となるか。	端末の通常利用に必要と考えられるもので購入費用にあたるもの（買い切り型）であれば補助対象となります。なお、利用料にあたるもの（サブスクリプション型）は補助対象外となりますのでご注意ください。

2 交付申請書の提出

(4) Q&A【保育業務支援システム導入事業】

	Q	A
7	導入作業費用（SE作業費等）がかからない場合も補助対象となるか。	補助対象になりますが、導入作業費用が0円の見積書や受注書など、システムを導入することがわかる資料を提出してください。 なお、保守費用や利用料が発生する場合、初年度分のみは補助対象経費とすることができます。
8	保守費用、利用料は初年度分のみとなっているが、見積書の記載はどのようになっているか。	見積書に「保守費用（初年度分）」「月額利用料（●●年▲▲月～○○年△△月）」のように期間が明示されている必要があります。 なお、翌年度以降の分が含まれている場合は、初年度分を割り返し等で算出できる場合のみ補助対象とします。

2 交付申請書の提出

(5) Q&A【多言語翻訳機導入事業】

	Q	A
1	過去に補助を受けているが、再度補助を受けることはできるか。	過去に補助を受けている場合、再度補助を受けることはできません。
2	在園児に外国人の児童がいない場合も補助対象となるか。	補助対象となります。
3	多言語翻訳機を複数台購入した場合も補助対象となるか。	多言語翻訳機が複数台必要な場合であれば補助対象となります。 (複数台必要でないにも関わらず複数台購入している場合は、補助対象外となることがあります。)
4	翻訳アプリをインストールしたタブレットを多言語翻訳機として用いたいが、タブレットの購入費用は補助対象となるか。	翻訳を主機能として設計されている機器が補助対象となるため、汎用的なタブレットは補助対象外となります。

3 実績報告書の提出

(1) 提出締切・提出方法

事業完了後～12月10日（木）

⇒kintoneで提出

(2) 提出書類

- ・ 保育所等における業務効率化推進事業実績報告書（第5号様式）

※ kintoneに必要事項を入力することで作成できます。

- ・ 保育所等における業務効率化推進事業補助金実績報告内訳書
- ・ 補助対象経費に係る領収書等

【保育業務支援システム導入事業のみ】

- ・ 保育業務支援システムが導入されたことがわかる資料（納品書、契約書の写し等）
- ・ 保育業務支援システムの導入に必要な端末の納品書（当該費用が発生した場合かつ領収書等に当該費用に関する内訳の記載がない場合）

【契約額が100万円を超えて入札等を行う場合のみ】

- ・ 入札の結果がわかる書類又は見積書の写し
- ・ 事業者が市内事業であることを証する書類又はその写し

【契約額が100万円を超えたうえで入札等を行わない場合のみ】

- ・ 入札又は見積りに係る理由書

3 実績報告書の提出

(3) 契約額が100万円を超える場合

- ▶ **契約額が100万円を超える場合**は「横浜市補助金等の交付に関する規則」に基づき、**市内事業者(※)による入札等が必要**です。

※「一般競争入札有資格者名簿」に掲載されている所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体

◆一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）◆

<https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/buppin-meibo.html>

【横浜市補助金等の交付に関する規則】（抜粋）
（入札又は見積書の徴収）

第24条 補助事業者等は、補助事業等に係る工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、**市内事業者により入札を行い、又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行わなければならない。**

(1) **1件の金額が1,000,000円以上になると見込まれるとき。**

- ▶ 入札等を行った場合は、以下の書類の提出が必要です。

- ① 入札の結果がわかる書類又は見積書の写し
- ② 事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し

- ▶ **要綱第10条第4項の要件に該当**し、入札等を行わない場合は、上記書類に代わり、**入札又は見積りに係る理由書（第6号様式）の提出が必要**です。

【保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要綱】（抜粋）

第10条第4項

- (1) **市内事業者で取扱いがない場合**
- (2) **2人以上の市内事業者で取扱いがない場合**
- (3) **入札又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行うことにより、事業計画にかかる営業秘密が開示され、申請者の事業活動に支障を生ずるおそれがある場合**
- (4) **特殊な技術や経験、知識等を特に必要とするもので、市内事業者では目的の達成が行えない場合**

3 実績報告書の提出 kintoneの入力

ア 令和8年度業務効率化推進事業補助金交付申請アプリにアクセス

アプリにアクセスし、詳細表示ボタンを押してください。

	ステータス	レコード番号	施設番号	施設名（修正後）
	申請完了	1	777777777777	A全区テスト保育園

編集ボタンを押してください。

令和8年度業務効率化推進事業補助金交付申請アプリ

申請〆切：令和8年8月28日(金)

担当 保育・教育運営課 業務効率化推進事業担当
TEL 045-671-3564
Mail kd-gyomukourituka@city.yokohama.lg.jp

実績報告 ▾

変更申請 ▾

中止・廃止申請 ▾









ステータス: 申請完了

現在の作業者: A全区テスト保育園

ステータスの履歴



コメントする

3 実績報告書の提出 kintoneの入力

イ 実績報告タブの入力

実績報告タブに必要な事項を入力してください。

交付申請

変更申請

中止・廃止申請

実績報告

請求

◆ 報告年月日

報告年

報告月

報告日

2026 年 11 月 11 日

◆ 支払完了年月日

2026-10-30

3 実績報告書の提出 kintoneの入力

ウ 提出

画面上部の保存ボタンを押した後、実績報告ボタンを押して提出してください。

令和 8 年度業務効率化推進事業補助金3

申請〆切：令和 8 年 8 月 28 日(金)

担当 保育・教育運営課 業務効率化推進事業担当
TEL 045-671-3564
Mail kd-gyomukourituka@city.yokohama.lg.jp

キャンセル

保存

実績報告 ▼ 変更申請 ▼ 中止・廃止申請 ▼

ステータス: 申請完了 現在の作業者: A全区テスト保育園 ステータスの履歴

取得ボタンを押してください

A全区テスト保育園

施設番号
777777777777

取得ボタンを押してください *

A全区テスト保育園

取得 クリア

参照先からデータが取得されました。

施設番号
777777777777

ユーザー名
A全区テスト保育園

レコード番号 *
(自動入力)

法人住所
神奈川県横浜市中区本町 6 丁目 5 0 - 1 0

法人名称
横浜市役所

法人代表者職名
代表取締役社長

法人代表者氏名
▲▲ ■■

施設住所

施設名
A全区テスト保育園

施設区分
保育所

4 請求書の提出

(1) 提出締切・提出方法

令和9年1月～2月頃

➡kintone又は郵送で提出

(2) 提出書類

- ・ 保育所等における業務効率化推進事業補助金請求書（第8号様式）

※kintoneに必要事項を入力することで作成できます。

- ・ 振込先口座情報が確認できるもの（通帳の写しや口座情報画面のキャプチャ）

4 請求書の提出 kintoneの入力

ア 令和8年度業務効率化推進事業補助金交付申請アプリにアクセス

アプリにアクセスし、詳細表示ボタンを押してください。

	ステータス	レコード番号	施設番号	施設名（修正後）
	実績報告完了	1	777777777777	A全区テスト保育園

編集ボタンを押してください。

令和8年度業務効率化推進事業補助金交付申請アプリ

申請〆切：令和8年8月28日(金)

担当 保育・教育運営課 業務効率化推進事業担当
TEL 045-671-3564
Mail kd-gyomukourituka@city.yokohama.lg.jp

請求書提出 ▼

+





...

ステータス: 実績報告完了

現在の作業者: A全区テスト保育園

ステータスの履歴



コメントする

4 請求書の提出 kintoneの入力

イ 請求タブの入力

請求タブに必要な事項を入力してください。

交付申請

変更申請

中止・廃止申請

実績報告

請求

◆ 請求年月日

請求年

2027

年

請求月

1

月

請求日

23

日

◆ 請求額

請求額

975,000

円

3 実績報告書の提出 kintoneの入力

ウ 提出

画面上部の保存ボタンを押した後、請求書提出ボタンを押して提出してください。

令和 8 年度業務効率化推進事業補助金3

申請〆切：令和 8 年 8 月 28 日(金)

担当 保育・教育運営課 業務効率化推進事業担当
TEL 045-671-3564
Mail kd-gyomukourituka@city.yokohama.lg.jp

キャンセル

保存

担当 保育・教育運営課 業務効率化推進事業担当
TEL 045-671-3564
Mail kd-gyomukourituka@city.yokohama.lg.jp

請求書提出

ステータス: 実績報告完了 現在の作業中: A全区テスト保育園 ステータスの履歴

取得ボタンを押してください

施設番号
A全区テスト保育園 777777777777

取得ボタンを押してください *

A全区テスト保育園 取得 クリア

参照先からデータが取得されました。

施設住所
神奈川県横浜市中区本町 6 丁目 5 0 - 1 0

法人住所
神奈川県横浜市中区本町 6 丁目 5 0 - 1 0

施設住所
A全区テスト保育園

施設番号
777777777777

法人名称
横浜市役所

施設名
A全区テスト保育園

ユーザー名
A全区テスト保育園

法人代表者職名
代表取締役社長

施設区分
保育所

レコード番号 *
(自動入力)

4 請求書の提出 kintoneの入力

工 請求書の出力 ※必要な場合のみ

受領委任のために押印が必要な場合など、請求書を郵送で提出する場合は、請求書出力ボタンからPDFを出力して印刷してください。

担当 保育・教育運営課 業務効率化推進事業担当
TEL 045-671-3564
Mail kd-gyomukourituka@city.yokohama.lg.jp

請求書出力

ステータス: 請求書提出済 現在の作業者: 保育・教育運営課 ステータスの履歴

取得ボタンを押してください

施設番号

A全区テスト保育園

777777777777

5 問合せ先

こども青少年局保育・教育運営課

TEL 045-671-3564

Mail kd-gyomukourituka@city.yokohama.lg.jp